* * はじめに * *

人口減少・超高齢者社会を背景に小規模自治体を中心に議員のなり手不足が各地で顕在化している。2017年には高知県大川村が「村総会」の検討を開始するとの報道がされ、それを契機に総務省でも「町村議会のあり方に関する研究会」が立ち上がることとなった。報告書は2018年3月末にまとめられ、具体的な中身として、小規模な市町村議会を対象に高額報酬で少数の専業議員による「集中専門型」と議員の兼業や兼職を緩和して行う「多数参画型」の2つの方式が提起された。

今回研究会でまとめられた新しい地方議会制度については、当該自治体において、選択の幅を持たせる意味があった一方で、議論の根本にあった「議員のなり手不足」という本質的な課題の解消方法としては不十分との意見も多くある。また、もう一つの課題である「議会の活性化」につながるかどうかも見えてきていないところである。具体的には、議決権がある議員(最低3人)のほか、議決権がない「議会参画員」を無作為に選ぶ方式で本当に住民ニーズをくみ取ることができるか、かつ議決権を持つ人数が少なく議会としてのチェック機能を果たせるのか不透明であることなど、報告の中では本質的な課題解決に至らないことが挙げられている。

今回の総務省研究会報告書の内容は今後地方制度調査会に諮られるが、自治労としても地方自治体で公共サービスを提供している労働組合として住民と地方自治体職員の声を反映しつつ、人口減少・超高齢化社会における議会のあり方についての一定の考え方を本作業委員会でまとめた。第1章は、本作業委員会における議論の方向性を確認するために、国政レベルでこれまで自治体議会がどのように議論されてきたかを整理したものである。第2章は本作業委員会が行ってきた議論をまとめたもので、この報告書の本文にあたる。第3章では本作業委員会に参加した各委員がそれぞれの体験を踏まえながら今後の自治体議会とその議員のあり方について提言したものになっている。このように、本報告書は、とりわけこの問題が惹起したそもそもの課題である「議員のなり手不足」の解決策、議会事務局の役割、さらには議会の活性化などを検討した上で、そこにとどまらず「議員のならせ手」という市民や自治体職員の視点から自治体政治の活性化にむけて議論を広げているのが特徴である。

本報告書を各自治体や、議会などへの意見反映の参考としていただきたい。

第37年次自治研作業委員会